

健康保険改正の概要

愛三工業健康保険組合

自己負担の見直し

自己負担割合と年齢区分が2段階で変わります

年齢区分	従来の自己負担割合	平成18年10月以降の自己負担割合	平成20年4月以降の自己負担割合
3未満	2割	2割	2割
3歳以上 義務教育就学前	3割	3割	3割
義務教育就学後 ～70歳未満			2割（現役並みの所得者は3割）
70歳以上75歳未満	1割（現役並みの所得者は2割）	1割（現役並みの所得者は 3割 ）	1割（現役並みの所得者は3割）
75歳以上			1割（現役並みの所得者は3割）

現役並みの所得の高齢者：月収28万円以上、課税所得が年145万円以上の高齢者

自己負担の見直し

自己負担限度額が見直されます

		従 来		平成18年10月から		平成20年4月から	
70歳未満の人	上位所得者 (月収56万円以上)	139,800円+[医療費-466,000円]×1% (77,700円)		150,000円+[医療費-500,000円]×1% (月収53万円以上 83,400円)		150,000円+[医療費-500,000円]×1% (83,400円)	
	一般	72,300円+[医療費-241,000円]×1% (40,200円)		80,100円+[医療費-267,000円]×1% (44,400円)		80,100円+[医療費-267,000円]×1% (44,400円)	
	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)		35,400円 (24,600円)		35,400円 (24,600円)	
		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯単位)	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯単位)	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯単位)
70歳以上 75歳未満の人	現役並み所得者	40,200円	72,300円+[医療費- +[医療費-361,500円]×1% (40,200円)	44,400円	80,100円+[医療費- +[医療費-267,000円]×1% (44,400円)	44,400円	72,300円+[医療費- +[医療費-361,500円]×1% (40,200円)
	一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円	24,600円	62,100円 (44,400円)
	低所得者 (住民税非課税)	低所得 低所得	8,000円	24,600円 15,000円	8,000円	24,600円 15,000円	8,000円
75歳以上の人	現役並み所得者	40,200円	72,300円+[医療費- +[医療費-361,500円]×1% (40,200円)	44,400円	80,100円+[医療費- +[医療費-267,000円]×1% (44,400円)	44,400円	80,100円+[医療費- +[医療費-267,000円]×1% (44,400円)
	一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円	12,000円	44,400円
	低所得者 (住民税非課税)	低所得 低所得	8,000円	24,600円 15,000円	8,000円	24,600円 15,000円	8,000円

(注)表中の()内の金額は、同一世帯で過去1年間に3回以上、高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給を受ける場合の額です。

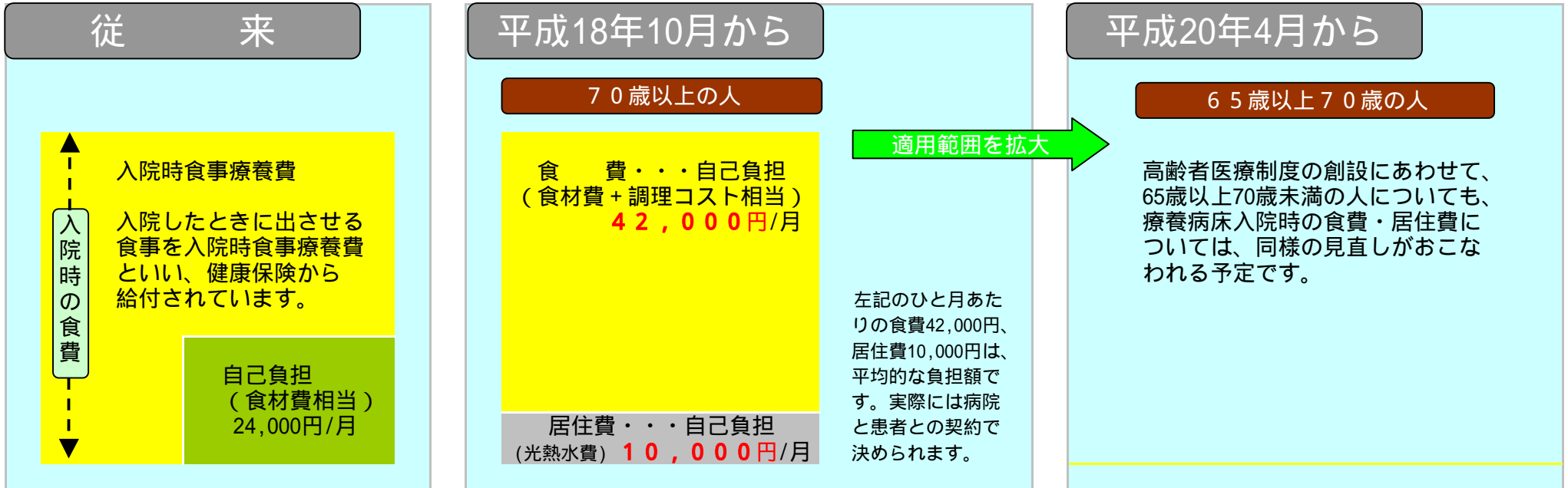
(例) 医療費1,000千円の場合の一般の方の負担金額

[従来] 72,300円 - (1,000,000円 - 241,000円) × 1% = 79,890円

[平成18年10月から] 80,100円 - (1,000,000円 - 267,000円) × 1% = 87,430円 **負担増 7,540円**

自己負担の見直し

高齢者の入院（療養病床）の食費・居住費が利用者負担になります



低所得者の場合 / 所得に応じて、「食費 + 居住費」の負担の上限が設定され、負担の軽減が図られます。

【食費・居住費負担の上限】

低所得者 (住民税非課税世帯)	30,000円
低所得者 (年金受給額80万円以下等)	22,000円
低所得者 (老齢福祉年金受給者)	10,000円

負担の対象外となる患者 / 入院医療の必要性の高い患者（人口呼吸器や静脈栄養等が必要な患者、四肢麻痺や難病患者）については、従来どおり食材費相当のみの負担です。

療養病床って、意味がよくわからないけど・・・
病院のベッドになにか違いがあるの？

急なケガや病気で入院するときのベッドを**一般病床**といいます。これに対して慢性的な病気で長期間入院するときのベッドが**療養病床**です。

認知症などの症状がある高齢者の多くは、この療養病床を利用しています。

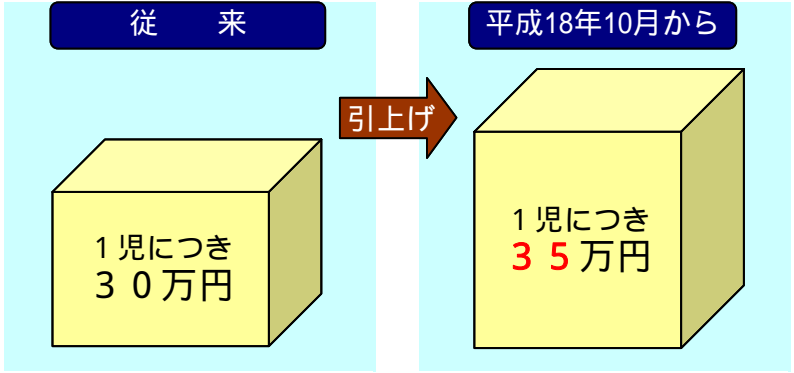
療養病床は、医療保険で入院するベッド（25万人分）と介護保険で入院するベッド（13万人分）があります。

介護保険で療養病床に入院した場合は、平成17年10月から食費・居住費が利用者負担になりました。このため今回の改正では、介護保険との負担の不均衡を解消するために、医療保険で療養病床に入院した場合も食費・居住費を負担することになりました。

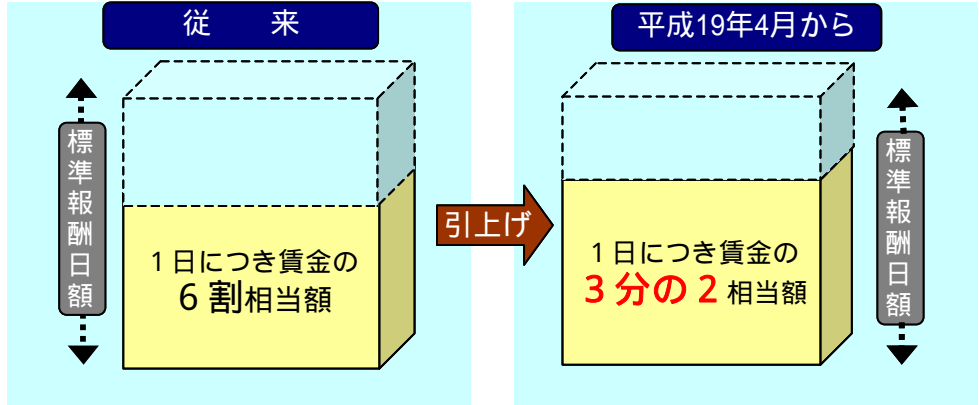
現金給付の見直し

赤ちゃんができたとき

出産育児一時金（本人・家族）の引上げ [平成18年10月から]



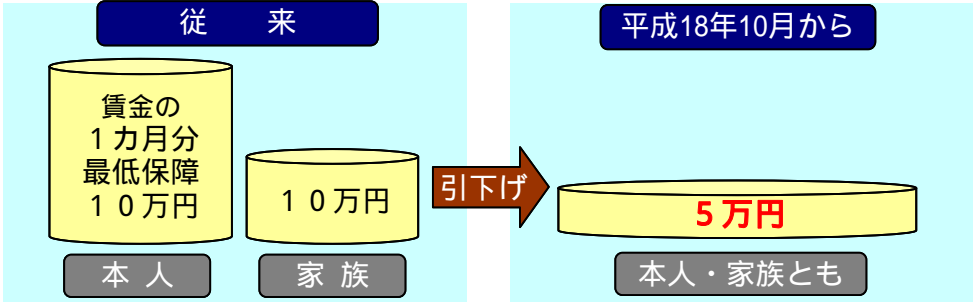
出産手当金の引上げ [平成19年4月から]



(例) 標準報酬月額 30万円の場合 : 18万円 20万円

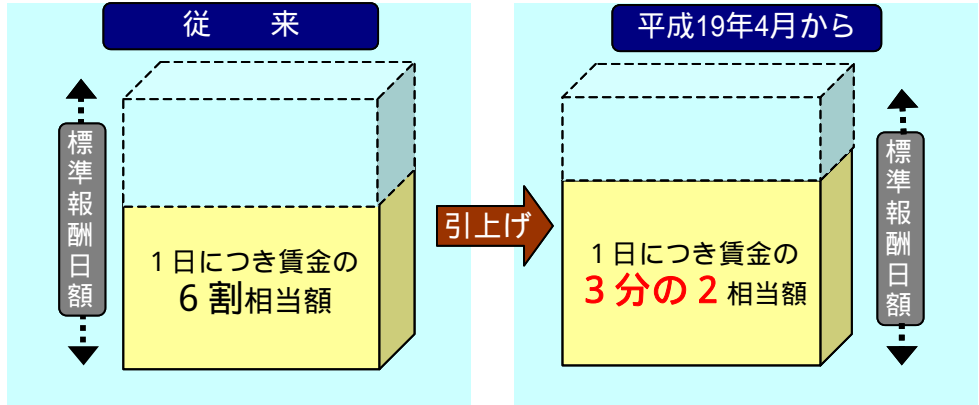
本人・家族が死亡したとき

埋葬料（本人・家族）の引下げ [平成18年10月から]



病気やケガで会社を休み給与が出ないとき

傷病手当金の引上げ [平成19年4月から]



(例) 標準報酬月額 30万円の場合 : 18万円 20万円

退職後の給付 [平成19年4月か]

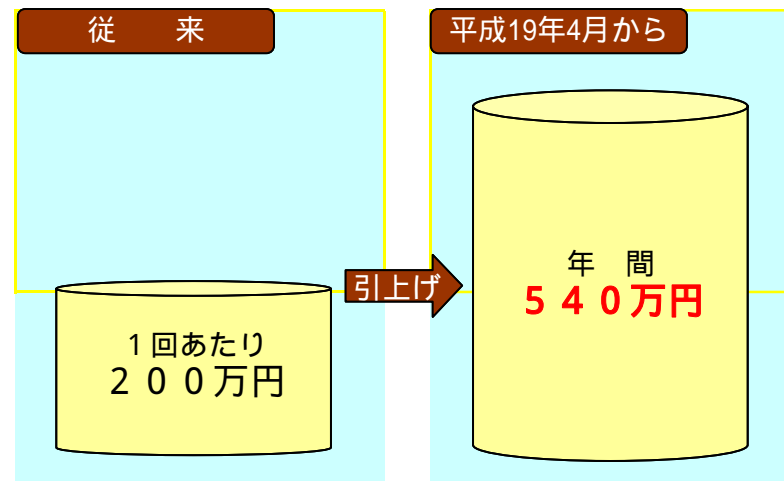
- 任意継続保険者の出産手当金・傷病手当金の給付の廃止
- 被保険者資格を失った人が受けられる出産手当金の給付廃止

保険料計算の見直し

保険料計算の基礎となる標準報酬の等級が拡大 [平成19年4月から]

報酬月額		報酬月額	
改正前	改正後	月額	月額
		(単位:円)	
	1	58,000	63,000 未満
	2	68,000	63,000 以上 73,000 未満
	3	78,000	73,000 以上 83,000 未満
	4	88,000	83,000 以上 93,000 未満
1	5	98,000	93,000 以上 101,000 未満
2	6	104,000	101,000 以上 107,000 未満
3	7	110,000	107,000 以上 114,000 未満
4	8	118,000	114,000 以上 122,000 未満
5	9	126,000	122,000 以上 130,000 未満
6	10	134,000	130,000 以上 138,000 未満
7	11	142,000	138,000 以上 146,000 未満
8	12	150,000	146,000 以上 155,000 未満
9	13	160,000	155,000 以上 165,000 未満
10	14	170,000	165,000 以上 175,000 未満
11	15	180,000	175,000 以上 185,000 未満
12	16	190,000	185,000 以上 195,000 未満
13	17	200,000	195,000 以上 210,000 未満
14	18	220,000	210,000 以上 230,000 未満
15	19	240,000	230,000 以上 250,000 未満
16	20	260,000	250,000 以上 270,000 未満
17	21	280,000	270,000 以上 290,000 未満
18	22	300,000	290,000 以上 310,000 未満
19	23	320,000	310,000 以上 330,000 未満
20	24	340,000	330,000 以上 350,000 未満
21	25	360,000	350,000 以上 370,000 未満
22	26	380,000	370,000 以上 395,000 未満
23	27	410,000	395,000 以上 425,000 未満
24	28	440,000	425,000 以上 455,000 未満
25	29	470,000	455,000 以上 485,000 未満
26	30	500,000	485,000 以上 515,000 未満
27	31	530,000	515,000 以上 545,000 未満
28	32	560,000	545,000 以上 575,000 未満
29	33	590,000	575,000 以上 605,000 未満
30	34	620,000	605,000 以上 635,000 未満
31	35	650,000	635,000 以上 665,000 未満
32	36	680,000	665,000 以上 695,000 未満
33	37	710,000	695,000 以上 730,000 未満
34	38	750,000	730,000 以上 770,000 未満
35	39	790,000	770,000 以上 810,000 未満
36	40	830,000	810,000 以上 855,000 未満
37	41	880,000	855,000 以上 905,000 未満
38	42	930,000	905,000 以上 955,000 未満
39	43	980,000	955,000 以上 1,050,000 未満
	44	1,030,000	1,005,000 以上 1,055,000 未満
	45	1,090,000	1,055,000 以上 1,115,000 未満
	46	1,150,000	1,115,000 以上 1,175,000 未満

標準賞与額を年間540万円に見直し [平成19年4月から]



(例) 健康保険料 (個人負担)

毎月の保険料 (標準報酬月額 120万円の方)

[従来] $980 \text{千円} \times 33.6 / 1000 = 32,928 \text{円}$

[平成19年4月から] $1,210 \text{千円} \times 33.6 / 1000 = 40,656 \text{円}$

負担増 7,728円

賞与時の保険料 (賞与 540万円 (年1回支払い))

[従来] $2,000 \text{千円} \times 33.6 / 1000 = 67,200 \text{円}$

[平成19年4月から] $5,400 \text{千円} \times 33.6 / 1000 = 181,440 \text{円}$

負担増 114,240円